

1 市内で震度が「5弱」以上となる地震が起きたとき

(1) 自宅にいるとき

- ・学校から指示があるまで待機します。テレビやラジオ等で震度の確認をしたら、自宅で待機させてください。学校からの連絡は行いません。

(2) 学校にいるとき

- ・当日の授業を中止し、速やかに下校態勢をとります。学校からの連絡がなくとも、周囲の安全に留意して保護者のお迎えをお願いします。安全確保が難しいと判断した場合は、学校で待機します。

(3) 登下校中

- ・自宅に戻ることを基本としますが、状況によって判断します。
- ・徒歩…近くの家等に助けを求め、安全な場所で待機します。(ご家庭でも普段からお子さんと話し合いをしておいてください。)
- ・スクールバス…安全な場所で待機し、学校と連絡を取りながら対応を判断します。

2 愛知県東部（西三河北東部または豊田市東部）に【暴風警報】【特別警報】が発令されたとき

(1) 自宅にいるとき

- ・午前6時までに警報が解除されたときは、平常通り登校します。ただし、解除されても次の場合は、登校させないでください。
 - * 豊田市、下山支所より（無線等で）「待機・避難命令」が出されているとき
 - * 通学路の崩壊・崖崩れ・冠水・橋の流失等で登校が危険と判断される時（保護者で判断し、学校へ報告してください。)
 - * 学校より「登校しないよう特別な指示」が出されているとき
- ・午前6時を過ぎても解除されない場合は休校とします。学校からの連絡は行いません。

(2) 学校にいるとき

- ・当日の授業を中止し、速やかに下校態勢をとります。学校メールで保護者のお迎えを依頼します。周囲の安全に留意して、お迎えをお願いします。安全確保が難しいと判断した場合は、学校で待機します。

3 巴ヶ丘小学校区に土砂災害や河川の氾濫に関する次の情報【警戒レベル3 = 高齢者等避難】【警戒レベル4 = 避難指示】【警戒レベル5 = 緊急安全確保】が発令されたとき

(1) 上記【暴風警報】と同じ扱いをします。

- ・豊田市のホームページで確認できます。
- ・土砂災害に関する避難情報は、中学校区に発令されますが、河川に関する避難情報は町単位で発令されるため（巴川…羽布、大桑、立岩、栃立、平瀬、田平沢）、下山地区の4小中学校で対応が異なる場合があります。
- ・【暴風警報】が解除されても【避難に関する情報】が解除されない場合があります。

豊田市が出す避難情報「警戒レベル3以上」が休校対象です。予報サイト、気象台等から様々な情報が出ますが、市の警戒レベルで判断します。

4 給食の実施について

- ・通常通り授業を行う場合には、給食は実施されます。ただし、事前に給食中止の連絡があった場合は弁当の持参をお願いします。

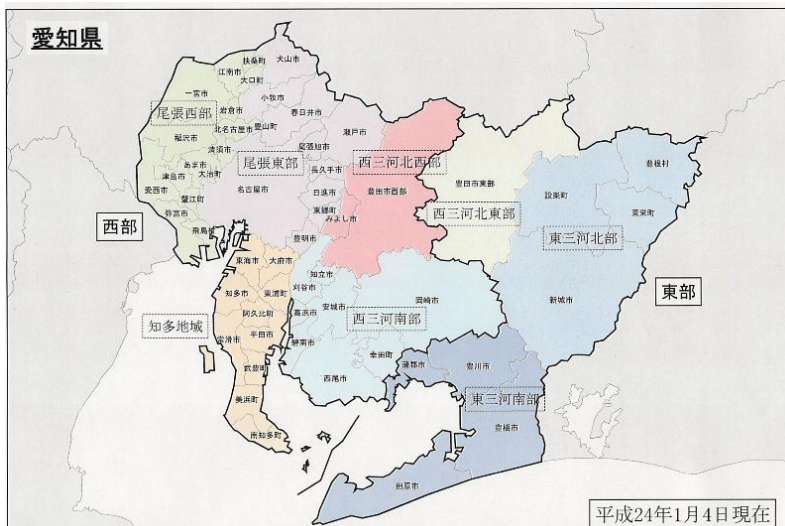
非常災害発生・警報発令時の対応一覧表

巴ヶ丘小学校

災害内容	自宅にいるとき	登下校中	学校にいるとき
地震 震度「5弱」以上の地震が発生した場合	学校から指示があるまで 自宅待機	状況によって判断するが、 自宅に戻ること を基本とする。	学校からの連絡がなくとも、保護者の迎え とする。
暴風警報・特別警報 の発令	・午前6時までに 解除 された場合は 平常授業 ・午前6時を過ぎても 解除されない 場合は 休校 (学校からの連絡がなくとも)		授業を中止し、速やかに下校する。学校メールで、 保護者の迎え を依頼する。
土砂災害 による「高齢者等避難、避難指示」の発令	・午前6時までに 解除 された場合は 平常授業 ・午前6時を過ぎても 解除されない 場合は 休校 (学校からの連絡がなくとも)		授業を中止し、速やかに下校する。学校メールで、 保護者の迎え を依頼する。
河川の氾濫 による避難対象地域に「高齢者等避難、避難指示」の発令 ※避難対象地域 羽布、大桑、立岩、栃立平瀬、田平沢	・午前6時までに 解除 された場合は 平常授業 ・午前6時を過ぎても 解除されない 場合は 休校 (学校からの連絡がなくとも)		授業を中止し、速やかに下校する。学校メールで、 保護者の迎え を依頼する。

上記以外にも次の場合は、登校させないでください。

- * 豊田市、下山支所より（無線等で）「待機・避難命令」が出されているとき
- * 通学路の崩壊・崖崩れ・冠水・橋の流失等で登校が危険と判断される時
(保護者で判断し、学校へ報告してください。)
- * 学校より「登校しないよう特別な指示」が出されているとき

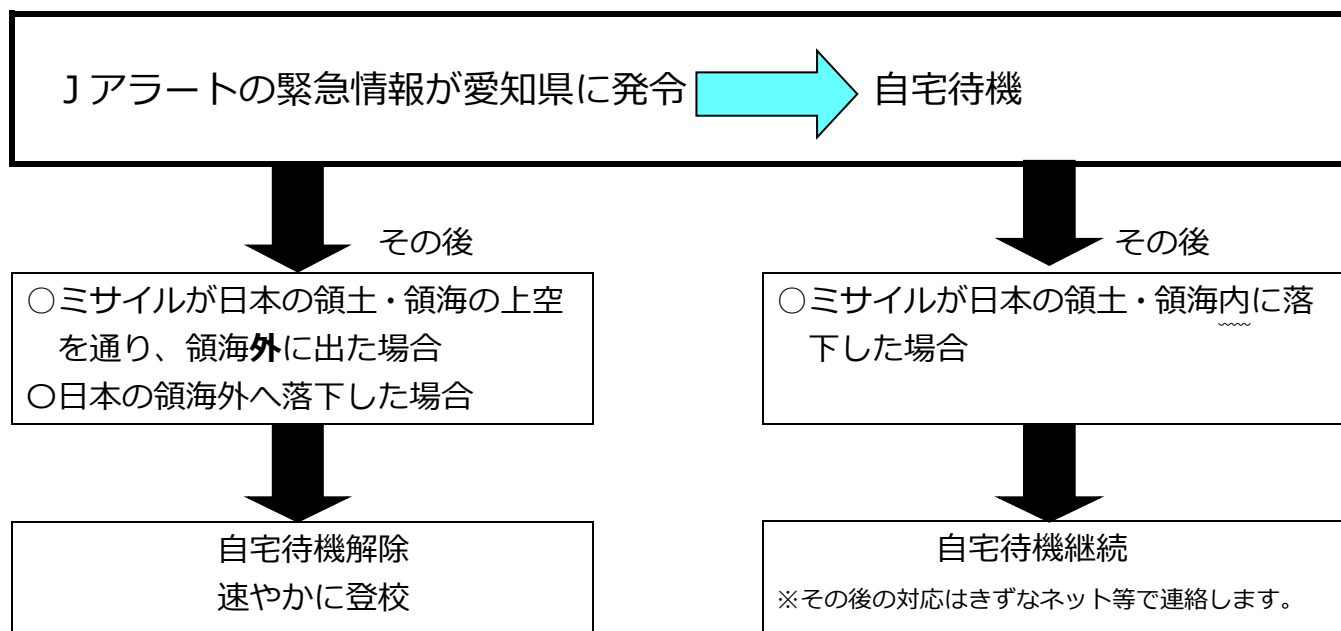


本校は
愛知県東部 または
西三河北部 または
豊田市東部 に含まれます

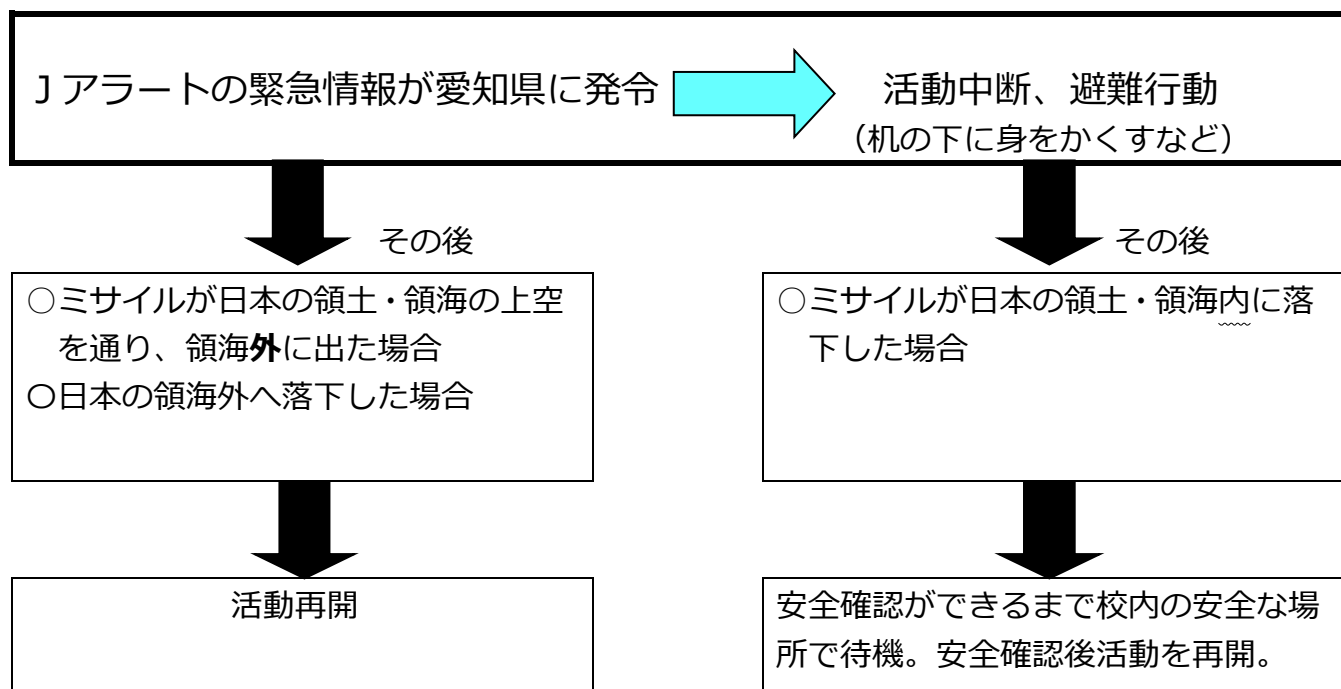
平成24年1月4日現在

弾道ミサイル発射による Jアラートの緊急情報が発信された場合の対応

※登校前に発令された場合

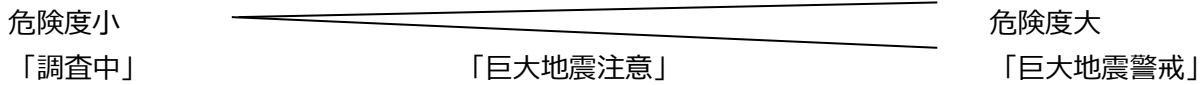


※登校後に発令された場合



「南海トラフ地震臨時情報」発令時の授業の取扱い

気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」は、以下のようになっています。



- 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合
 - ・通常どおりの教育活動を行います。
 - ・校外活動については、出発前であれば出発を見合わせます。出発後であれば、いつでも帰校できるように準備します。
- 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合
 - ・通常どおりの教育活動を行います。
 - ・校外活動については、出発前であれば中止（延期）します。出発後であれば、帰校します。
- 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合
 - ・豊田市は「事前避難対象地域」がない市町村のため、通常の授業を継続します。
 - ・授業終了後については、部活動や補習を実施せずに、速やかに帰宅させます。
 - ・校外活動については、出発前であれば中止（延期）します。出発後であれば、帰校します。

上記は原則であり、状況によっては、臨時休業などの措置、下校せずに学校待機の措置をとる場合があります。また、教育委員会学校教育課が対策を検討した場合、その指示に従います。